

ペンディメタリンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての 意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年2月17日～令和3年3月18日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 2通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>【意見1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬取締法によれば、原則、人畜に被害をもたらすおそれがある場合は、農薬登録はできませんが、実態上は、適切な農薬使用のもとであれば、安全係数 100 で除しているの「被害のおそれはない」として、ほぼ全部の申請農薬が登録を許されてきています。省令で法の趣旨が損なわれている典型的な事例とも言えます。 ・今回の案件でも、「影響は、主に肝臓及び甲状腺に認められた」、「発がん性試験において、ラットで甲状腺ろ胞細胞腫瘍の増加が認められた」にもかかわらず、「発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考えがたく、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた」とするなど、成分自体にリスクがあっても ADI は設定できるし、100 の安全係数を使った ADI なので、それ以下なら問題ないと結論付けています。 ・数百種類の農薬成分、数千種の農薬使用が許されている我が国では、100 の安全係数など吹っ飛ぶ状況ではないでしょうか？ ・いつまでも、「複合影響の検証は、その方法が確立されておらず・・・」などの言い訳を使わずに、農薬取締法の趣旨に立ち返り 100%の安全性が確認されるまでは、農薬使用は禁止してください。 	<p>【回答1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラットを用いた発がん性試験において、甲状腺ろ胞細胞腫瘍の増加が認められましたが、遺伝毒性試験の結果から生体において問題となる遺伝毒性は認められなかったことから、当該腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、本剤の評価にあたり、閾値を設定することは可能であると考えました。本剤の評価においては、各試験で得られた無毒性量を基に許容一日摂取量（ADI）を、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量を基に急性参照用量（ARfD）を設定しております。食品安全委員会は、今回設定した ADI 及び ARfD に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。 ・複数の化合物へのばく露については、現段階では、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）や JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。 ・農薬の登録に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。
<p>【意見2】</p> <p>農薬取締法によれば、原則、人畜に被害をもたらすおそれがある場合は、農薬登録は</p>	<p>【回答2】</p> <p>食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科</p>

<p>禁止ですが、今回の農薬は完全な安全性は保証されていません。 法令違反となる為、登録から外して下さい。 そもそも、農薬の基準全体が OECD で最も緩い我が国。経済性や農薬、バイオ企業の圧力よりも国民の命を最も大切な価値基準として法律の制定を願います。</p>	<p>学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。 本剤の評価においては、各試験で得られた無毒性量を基に ADI を、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量を基に ARfD を設定しており、食品安全委員会は、今回設定した ADI 及び ARfD に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。 農薬の登録に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。</p>
--	---

※頂いたものをそのまま掲載しています。